

指定通所介護
第二竹里館デイサービスセンター
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(福岡県指定 第 4078700608号)

当事業所はご利用者に対して指定通所介護・サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◇目次◇◆

1. 事業者.....	1
2. 事業者の概要.....	1
3. 職員の配置状況.....	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	2
5. 介護保険の対象とならないサービス.....	6
6. 利用料、ご利用者負担額、その他の請求及び支払い方法について...	7
7. 利用中止、変更、追加.....	7
8. 緊急時の対応方法.....	7
9. 第三者による評価の実施状況.....	7
10. 苦情の受付について.....	8

事業所名

法人名	社会福祉法人 竹里会
法人所在地	福岡県みやま市山川町原町83番地の1
電話番号	0944-67-3141
代表者名	理事長 山内 一明
設立年月日	昭和61年4月1日

1. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名所	第二竹里館デイサービスセンター
介護保険指定 事業者番号	福岡県指定 第4078700608号
開設年月日	平成25年12月
事業所所在地	福岡県みやま市瀬高町高柳256番地1
管理者	高橋 恵美
通常の実施区域	みやま市、柳川市、大牟田市、筑後市
利用定員	30人

(2) 事業の種類及び目的

事業の種類	指定通所介護事業所 平成25年12月1日指定 ※当事業所は特別養護老人ホーム第二竹里館に併設されています。
事業の目的	指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に通所介護サービスを提供します。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜～土曜
営業時間	午前8時30分～午後6時00分 (最終受付・午後5時30分)
サービス提供時間	午前9時30分～午後5時00分

3.職員の配置状況

第二竹里館デイサービスセンターでは、ご利用者に対して、指定通所介護サービス提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	業務内容
管理者	1名（1）	事業所の統括管理をします
生活相談員	2名（2）	生活上のご相談に応じます
介護職員	5名（1）	活動全般の介助やご相談に応じます
看護職員	2名（2）	健康状態の把握やご相談に応じます
機能訓練指導員	3名（2）	機能維持向上のための訓練を実施します

※（ ）内は他職種との兼務者再掲

4.当事業所が提供するサービスと利用料金

第二竹里館デイサービスセンターでは、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

〈サービスの概要〉

① 健康チェック

来所時、血圧・脈・体温の測定を行い、ご利用者の体調観察を行います。

② 食事

第二竹里館デイサービスセンターでは、管理栄養士の立てる献立表により、栄養及びご利用者の身体状況並びに嗜好を考慮した食事を提供します。また、ご利用者の身体状況に応じた食事を摂っていただくことを目指します。

☆食事の時間は、12：00～13：00です。

③ 入浴

ご利用者のご希望や身体状況に合わせた浴槽での入浴の手助けを行います。

④ 排泄

ご利用者の身体状況に応じて適切な排泄の手助けを行うとともに排泄の自立についても適切な支援を行います。

⑤ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご利用者の心身の状況、日常生活を送る上で必要な機能の回復及び機能低下を予防する為の訓練を実施します。

⑥ 送迎

ご利用者の希望に応じて、自宅までお迎えに行き、帰りも施設からご自宅までお送りします。

通所サービス料金

・通常規模型通所介護

※1割負担の場合

介護度	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	算定方法
	負担額	負担額	負担額	負担額	負担額	
要介護1	370円	388円	570円	584円	658円	毎日
要介護2	423円	444円	673円	689円	777円	毎日
要介護3	479円	502円	777円	796円	900円	毎日
要介護4	533円	560円	880円	901円	1,023円	毎日
要介護5	588円	617円	984円	1,008円	1,148円	毎日

・通所介護加算

◎個別機能訓練加算	(I) イ 56円/日	① 専従の機能訓練指導員(理学療法士等)を1名以上配置。(配置時間の定めなし) ② 個別機能訓練に基づき、計画的に機能訓練を実施。 ③ 機能訓練指導員等がご利用者の居宅を訪問し、身体機能及び生活機能向上を目的とする訓練項目を設定し計画書作成、実施し3ヶ月に1回以上訓練内容の説明、見直しを行っている。
個別機能訓練加算	(I) ロ 85円/日	上記①②③に加え、サービス提供時間帯通じて専従の機能訓練指導員を1名以上配置。
個別機能訓練加算	(II) 20円/月	個別機能訓練計画書等の内容を提出、フィードバックを受ける。
◎入浴介助加算	(I) 40円/日	入浴介助に関する研修等を実施し、入浴介助を行う場合。
入浴介助加算	(II) 55円/日	理学療法士等が自宅を訪問し、個別入浴計画書を作成。
◎サービス提供体制強化加算	(I) 22円/日	介護福祉士が70%以上配置
	(II) 18円/日	介護福祉士が50%以上配置
	(III) 6円/日	介護福祉士が40%以上配置
◎科学的介護推進体制強化加算	40円/月	ADL値等の基本的情報のデータ提出。
◎介護職員処遇改善加算Ⅲ	利用単位数8.0%を乗じた額	
事業者が送迎を行わない場合	片道につきー47円	

※通所介護加算とは、サービスを提供した場合に算定、利用毎に料金が発生します。

※送迎減算とは、事業所が何らかの理由でご利用者に対して送迎を行わなかった場合は、負担額の47円を減算するものです。この減算は片道を1回とし、送迎を行わなかった毎に発生します。

通常規模型通所介護

※2割負担の場合

介護度	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	算定方法
	負担額	負担額	負担額	負担額	負担額	
要介護1	740円	776円	1,140円	1,168円	1,316円	毎日
要介護2	846円	888円	1,346円	1,378円	1,554円	毎日
要介護3	958円	1,004円	1,554円	1,592円	1,800円	毎日
要介護4	1,066円	1,120円	1,760円	1,802円	2,046円	毎日
要介護5	1,176円	1,234円	1,968円	2,016円	2,296円	毎日

・通所介護加算

◎個別機能訓練加算	(I) イ 112円/日	④ 専従の機能訓練指導員(理学療法士等)を1名以上配置。(配置時間の定めなし) ⑤ 個別機能訓練に基づき、計画的に機能訓練を実施。 ⑥ 機能訓練指導員等がご利用者の居宅を訪問し、身体機能及び生活機能向上を目的とする訓練項目を設定し計画書作成、実施し3ヶ月に1回以上訓練内容の説明、見直しを行っている。
個別機能訓練加算	(I) ロ 170円/日	上記①②③に加え、サービス提供時間帯通じて専従の機能訓練指導員を1名以上配置。
個別機能訓練加算	(II) 40円/月	個別機能訓練計画書等の内容を提出、フィードバックを受ける。
◎入浴介助加算	(I) 80円/日	入浴介助に関する研修等を実施し、入浴介を行う場合。
入浴介助加算	(II) 110円/日	理学療法士等が自宅を訪問し、個別入浴計画書を作成。
◎サービス提供体強化加算	(I) 44円/日	介護福祉士が70%以上配置
	(II) 36円/日	介護福祉士が50%以上配置
	(III) 12円/日	介護福祉士が40%以上配置
◎科学的介護推進体制強化加算	80円/月	ADL値等の基本的情報のデータ提出。
◎介護職員処遇改善加算Ⅲ	利用単位数8.0%を乗じた額	
事業者が送迎を行わない場合	片道につきー94円	

※通所介護加算とは、サービスを提供した場合に算定、利用毎に料金が発生します。

※送迎減算とは、事業所が何らかの理由でご利用者に対して送迎を行わなかった場合は、負担額の 94円を減算する のです。この減算は片道を1回とし、送迎を行わなかった毎に発生します。

通常規模型通所介護

※3割負担の場合

介護度	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	算定方法
	負担額	負担額	負担額	負担額	負担額	
要介護1	1,110円	1,164円	1,710円	1,752円	1,974円	毎日
要介護2	1,269円	1,332円	2,019円	2,067円	2,331円	毎日
要介護3	1,437円	1,506円	2,331円	2,388円	2,700円	毎日
要介護4	1,599円	1,680円	2,640円	2,703円	3,069円	毎日
要介護5	1,764円	1,851円	2,952円	3,024円	3,444円	毎日

・通所介護加算

◎個別機能訓練加算	(I) イ 168円/日	⑦ 専従の機能訓練指導員(理学療法士等)を1名以上配置。(配置時間の定めなし) ⑧ 個別機能訓練に基づき、計画的に機能訓練を実施。 ⑨ 機能訓練指導員等がご利用者の居宅を訪問し、身体機能及び生活機能向上を目的とする訓練項目を設定し計画書作成、実施し3ヶ月に1回以上訓練内容の説明、見直しを行っている。
個別機能訓練加算	(I) ロ 255円/日	上記①②③に加え、サービス提供時間帯通じて専従の機能訓練指導員を1名以上配置。
個別機能訓練加算	(II) 60円/月	個別機能訓練計画書等の内容を提出、フィードバックを受ける。
◎入浴介助加算	(I) 120円/日	入浴介助に関する研修等を実施し、入浴介助を行う場合。
入浴介助加算	(II) 165円/日	理学療法士等が自宅を訪問し、個別入浴計画書を作成。
◎サービス提供体強化加算	(I) 66円/日	介護福祉士が70%以上配置
	(II) 54円/日	介護福祉士が50%以上配置
	(III) 18円/日	介護福祉士が40%以上配置
◎科学的介護推進体制強化加算	120円/月	ADL値等の基本的情報のデータ提出。
◎介護職員処遇改善加算Ⅲ	利用単位数8.0%を乗じた額	
事業者が送迎を行わない場合	片道につきー141円	

※通所介護加算とは、サービスを提供した場合に算定、利用毎に料金が発生します。

※送迎減算とは、事業所が何らかの理由でご利用者に対して送迎を行わなかった場合は、負担額の 141円を減算する ものです。この減算は片道を1回とし、送迎を行わなかった毎に発生します。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払い頂きます。要介護の認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者又はご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

5. 介護保険の対象とならないサービス

食事代	620円(おやつ代含む) ご利用者に提供する食事に係る費用です。
おむつ代	原則はご持参して頂きますが、事業所の物を使用された場合は自己負担となります。
レクリエーション・クラブ活動	日常生活の中でのレクリエーションや、季節に応じた行事を実施します。レクリエーションに関する費用は利用料に含まれています。(内容により別途費用の負担が必要な場合には、事前にご説明を行い、負担して頂く場合がございます。)
複写物の交付	ご利用者又は契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写物の交付を希望される場合は事務所までお知らせ下さい。
実施区域以外の送迎費用	<ul style="list-style-type: none"> ・実施区域を越え片道おおむね 5km未満 70円 ・実施区域を越え片道おおむね 5km以上10km未満 140円 ・実施区域を越え片道おおむね 10km以上15km未満 220円 ・実施区域を越え片道おおむね 15km以上 300円

6. 利用料、ご利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

- ① 利用料等の請求は利用月の翌月10日以降に請求書を発行いたします。
- ② お支払い方法は事業所での現金支払いとなります。
- ③ ご利用者から料金の支払を受けた時は、ご利用者に領収書を発行いたします。
※当事業所では、口座振替は行っておりません。

7. 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご利用者又は契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービス実施日の前日までに事業者申し出て下さい。ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合にはこの限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況によりご利用者又は契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者又は契約者に提示して協議します。

8. 緊急時の対応方法

○サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、速やかにご家族等に連絡します。

○事故発生時の対応方法

※事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族等及びかかりつけ医に事故の発生状況及び今後の対策について報告します。

※当事業所では、サービスの提供に伴って、当事業所の責めに反すべき事由により、ご利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者及びご家族に対してその損害を補償限度額の範囲内において、その損害を賠償しますが、当事業所は事故の反すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いかねる場合もあります。

9. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
② なし			

10. 苦情の受付について

(1) 第二竹里館デイサービスセンターにおける苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口

電話	0944-62-7001
FAX	0944-32-8773
事務長	立石 竜彦
通所介護生活相談員	高橋 恵美

- 苦情解決責任者

施設長	関 昭典
-----	------

- 受付時間

毎週月曜日～土曜日
8:30～17:30

また、苦情受付ボックスをエレベーター前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

みやま市役所 介護支援課 介護係	みやま市瀬高町小川5番地 電話 0944-64-1555 FAX 0944-64-1601
福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部	柳川市三橋町正行431三橋庁舎内 電話 0944-75-6301 FAX 0944-75-6340
大牟田市役所 福祉支援室 福祉課	大牟田市有明町2丁目3番地 電話 0944-41-2672 FAX 0944-41-2662
筑後市役所 市民生活部 高齢者支援係	筑後市大字山の井898番地 電話 0942-53-4115 FAX 0942-53-4119
福岡県国民健康保険団体連合会	福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話 092-642-7859 FAX 092-642-7859
福岡県運営適正化委員会 (福岡県社会福祉協議会)	福岡県春日市原町3丁目1番地7 福岡県総合福祉センター内 電話 092-915-3511 FAX 092-584-3369

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明し
交付を行いました。

法人名 社会福祉法人 竹里会
事業所名 第二竹里館デイサービスセンター
管理者
高橋 恵美 印

説明者
所属
氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、指定通所介護サ
ービスの提供開始に同意し交付を受けました。

ご利用者
住所 _____

氏名 _____ 印
(代筆) _____

契約者
住所 _____

氏名 _____ 印 【続柄 _____】